

播磨国矢野荘「十三日講事件」再論

—— 一揆指導者を売り渡した人々の話 ——

海 津 一 朗

Ichiro KAIZU

(和歌山大学教育学部)

2011年8月22日受理

1 はじめに 一土一揆をつぶせー

「村の寄り合いの酒宴の席で殴り合いが起こった。2人の代官は即、この事態を刃傷沙汰として領主東寺に通報し、これをうけた領主會議は張本人の実円を財産没収の上に追放という極刑を命じ、さらに十三日講自体の解体を画策した。反発した村人たちは、鉄の団結で土一揆蜂起への道を選択していった」。

1960・70年代の社会経済史・人民闘争史の隆盛した中世学界を知るものにとって、「十三日講事件」といえば播磨国矢野荘(兵庫県相生市ほか)の応安2年(1369)2月13日の惣寄合闘擾に端を発する領主権力の弾圧策謀で、史上名高い永和の土一揆(1377~78)を誘発した原因として知られている。新見荘の祐清暗殺(祐清塚・たまがき悲恋エピソード)や、阿豆河荘の深夜の野寄合(片仮名書き百姓申状)、荘の岡の動乱を告げた鞆淵惣寄の木札、荒川荘の高野寺襲撃事件(悪党為時謀殺陰謀)などとならんで、領主権力が惣村自治と直接対峙して破局を迎えた事件のリアルな現場・モノ史料として注目されてきた。なかでも十三日講事件は、領主権力が土一揆の原因を付き止め、その解体を画策していく様子が評定引付(領主の議事録)になまなましく記述されているという点で稀有の事件である。中世の概説書、とくに荘園の世界、民衆の世界などのタイトルをもつ当時の著書群では、スリリングな謎解きとして必ず要所に使われていたものだ(表1)。

ところが、荘園制研究が下火となり、社会史・民衆史研究もが退潮したといわれた現在、意外なことにこれを知らない研究者が増えてきたようだ。日本中世史概説をかかげた二つの通史シリーズ中央公論新社『日

本の中世』12巻、吉川弘文館『日本中世の歴史』9巻のいずれにも十三日講事件の記述は見られないのである。これはややかための専門書である『岩波講座日本通史』(岩波書店)や『日本の時代史』(吉川弘文館)も同様だった。現代では13の数字は十三湊として記憶されている(それ自体は意義深いことだ)。農民闘争史のシンボルだった事件史は大きく後景に退いたのである。そればかりか、ごく最近では環境決定論に基づいて、大災害の状況下の社会の一齣として「矢野荘農民闘争」を矮小化して描くという試みも生まれた(後述)。私はこのような研究状況を踏まえて、十三日講事件を再点検してみたい。この事件をめぐる研究史を追いかけながら、日本近代の中世史研究が「中世民衆」をどのように描いてきたか、その変遷をみていきたい。なお末尾に、十三日講関係の史料を一括掲載した。本文中の史料引用番号はこの資料編の番号に対応している。

2 十三日講の発見・佐藤和彦

播磨国矢野荘(現兵庫県相生市ほか)の一部は京都東寺(教王護国寺)の荘園となったため、国宝「東寺百合文書」中に膨大な関係文書が伝来した。まことに幸運な荘園だが、そのなかに荘園の住民たちが提出した訴訟の一群(全10点)があった。年貢公事等の諸課役をめぐる訴状のなかに、ただ一点だけあまり見慣れない内容の百姓申状があった。輔房実円と藤内三郎との喧嘩について、悪いのは「惣儀に背いて散々悪口致すにより衆中を除くべき由申し候のところ結句抜刀した」藤内三郎の方であり、実円は正当防衛だったということを証言した「東寺御領矢野御荘西御方上村名主百姓」

表1 矢野荘十三日講事件を扱った概説

書名	巻数・作者	発行	備考
小学館版 日本の歴史	11 佐藤和彦	1974	
三省堂版 日本民衆の歴史	2 佐藤和彦	1975	永和一揆
東大出版 一揆	2 佐々木久彦	1981	
集英社版 日本の歴史	9 今谷明	1992	8 伊藤喜良も永和一揆
吉川版 日本中世の歴史		2007	1・5が永和一揆

14名の連署起請文であった(資料編・史料2)。実円は莊園の指導者として有名な有力名主であるから、領主(東寺)から懸けられた嫌疑を晴らすための上村地域一味団結の証言なのだろう、という程度に読まれていた。この背後にある真相をつかみ出したのは、佐藤和彦である。佐藤は、領主側の作成していた学衆方引付(支配のための議事録)を丹念に読み解いて、一連の殴り合い事件が「十三日講」と呼ばれる寄り合いの講の座での出来事だったこと、「十三日講」とは強訴のために作られた惣寄合の場である(と領主が考えている)こと、矢野莊の代官沙汰人は応安2年(1369)2月13日実施の「十三日講」の場で実円が抜刀・乱闘した事実を注進して一揆の指導者(実円)を排除しようとしたこと、東寺の支配者たちもそれに乗っかり実円の所払い(莊園追放)を命令したことを次々と解明した(「惣結合と百姓申状」民衆史研究10 1972年)。先記の百姓申状は、このような領主権力者たちの陰謀に対して、上村百姓たちが実円を庇い、逆に代官の手下である藤内三郎(右近允)を告発したものであったのである。この申状の結果、代官らの陰謀は挫折し、京都の領主権力も藤内を追放するという逆転の判決を出さざるを得なくなった。陰謀を暴かれた代官祐尊はその後この事件を遺恨として様々な悪事を仕掛けて、ついに7年の後に「永和の惣莊一揆」と呼ばれる大事件を引き起こして失脚することになる。華々しい徳政一揆や一向一揆の戦いに目を奪われて、そのような闘争の基盤がどこにあったのかについては十分な注意が払われてこなかった。佐藤の「十三日講事件」の復元によって、ついに土一揆と日常生活の接点である寄合の場が発見され、そこが熾烈なせめぎあいの舞台であることも明らかになった。東寺の支配者たちの議事録中に明記された「彼の十三日講の濫觴(起源)の事、百姓等嗷(強)訴張行のため執行すると云々」(史料1-1)「百姓等十三日講と号し会合せしめ事において強□(剛ヶ)先と為すと云々」(史料3)という議論は、私たちが知りえないだろうと半ば諦めていた領主権力の「本音」を白日の下に晒したものであり驚きであった。「一揆潰しには十三日講解散命令が不可欠だが今回のところは実円の追放まででやめておこう」(史料1-1のひとつがき2条目)などという生々しい政治的駆け引きまで見られる。一揆と日常を突き詰めようとした佐藤の執念がこのような真実をつかみ出したり。「闘争のピーク(蜂起)のみをおいかけるのではなく、日常生活との関連において、莊家の一揆の実態を把握しなければならない」(『南北朝内乱史論』序章1979)、日常生活の深みの中から闘争の意味を問うという研究視角の確立である。

西岡虎之助の後継者である佐藤は、民衆の指導者として寺田悪党を打倒した実円一族に対して特別の思い入れと共感を示し、権力者の謀略によって追放と定められた彼を守り抜いた矢野莊名主百姓層の闘いと団結

力を高く評価した。十三日講に結集した「衆中」の「惣儀」決定の重さが、その後の惣莊一揆においてもつねに重要な役割を果たし、この団結の前に悪党代官(領主権力の走狗たち)は敗北していくという歴史叙述である。もちろん、守護権力の圧倒的な軍事力による暴力的な弾圧、明德の一揆段階では十三日講自体が分裂の危機を迎えたことも叙述していく。決して、土一揆の勝利を観念的に描いたり美化することはないが、佐藤の目は中世民衆の血みどろの戦い、「逡巡し、迷い、苦しみながらも、惣の結合に加わり、ついには闘争に参加していく」民衆の姿に注がれていたのである(『日本中世の内乱と民衆運動』8章、1996年)。

3 領主権力の実態・網野善彦

佐藤の描いた矢野莊の農民闘争を即座に批判したのは網野善彦である。国民的歴史学運動における自家撞着を自己批判して、「若狭における封建革命」(1956年)を放棄した網野は、1950年代半ば以後に若狭国太良莊を中心として東寺領莊園の実態研究に沈潜した²⁾。のち第一論文集『中世東寺と東寺領莊園』(東京大学出版会)に収録されることになる諸論文中で、佐藤の矢野莊関係論文を批判的に検討した。すでに文明的転換(非農業民論)という独自の14世紀変革論を唱えており、松本新八郎・佐藤和彦のような領主制論・封建制論を全面的に否定している。したがって十三日講事件についても、非農業民論・貨幣流通論の視座から読み直しを行った。また、佐藤が「領主権力」としている東寺の学衆方供僧集団についても制度史的な機構分析を行い、必ずしも単独で自立した権力機構ではありえないことを論じ、代官祐尊・秀恵らの沙汰人層についても在地領主一般などという大雑把な規定の仕方ではなくて出自や役目を分析して実証的な研究を詰めた。領主対農民という対抗図式のなかで理解しがちだった佐藤に対して、1980年代社会史をリードした網野は、諸集団の自治や共同性(未開性)をとりわけ重んじて解釈した。そして、ある意味では佐藤以上に、十三日講に結集している「衆中」の公界と無縁の原理(原始以来の共同性)に熱い眼差しを注いだのである。

佐藤・網野の対蹠的な「十三日講」理解は、一揆の根強さ、あるいは民衆の神聖な権利というような言葉で接木されて共存していたように思う³⁾。そして、その後地元自治体史のうち『相生市史』が1990年より矢野莊の史料編に3冊をあてて(7・8上・8下)、読みにくい評定引付や帳簿類を完全翻刻した。これによって、安定した刊本により、網羅的に研究する条件が整備された。矢野莊に関わった代官・高利貸し・土豪たちの群像や、莊園の支配台帳類についての史料論も(矢野莊だけではなく)詳細な研究が進んできた⁴⁾。「十三日講」についても、莊園鎮守である大僻神社の講として、13人の供僧運営に変わって実施されはじめた可能性が

指摘され、すなわち荘園鎮守の性格の変化を示すものと評価された⁵⁾。また十三人供僧・十三反免田・十三日講など大僻信仰における十三の数字の意味については、大僻宮の本地仏である虚空蔵菩薩の十三仏信仰の座位に由来するという推測もなされた⁶⁾。荘園鎮守の寄合であるためその内容は惣荘レベルのまさしく「惣儀」であり、東寺領分の惣荘の広域機関と考えられている。十三日講事件において、藤内三郎が激高して悪口・抜刀した直接の原因が「貞次名の検注勘料の未進分を荘園(衆中)の負担で立て替える」という決定に対するものであったから(史料2)、十三日講の場が未進年貢の扱いや検注損免の確定をする惣荘寄合に該当することがわかる⁷⁾。

佐藤・網野両者が、一揆の団結力を高く評価するのに対して、近年の研究は矢野荘名主層の特権的な地位を重視して、十三日講の衆中の排他性を強調する傾向がある。生産闘争と階級闘争との統一的理解を試みた笛木紀子(福島)は、十三日講をリードしていた惣荘指導者グループらの強権的指導体制を強調した⁸⁾。同じく十三日講の専論を著した櫻井彦は、上村百姓が提出した一揆の連署申状・起請文について、「実円が自派の名主百姓に書かせたもの」と指摘する。そこには、権力の陰謀を打ち砕いて、団結を誓った広範な百姓結合の成立を見て取った佐藤、原始以来脈々と流れている非農業民たちの自立性を見て取った網野の熱き思いは微塵も見出せないのである。

4 中世民衆の「お救い」・藤木久志

このような矢野荘研究に対して一石を投じたのが藤木久志である⁹⁾。中世社会のすみずみに定着した諸集団の自力救済を論証した藤木は、そのような社会の前提に恒常的な災害・飢饉、それによって発生する戦場での「稼ぎ」というおそるべき負のスパイラルを措定した。藤木は10年以上に及ぶ集中的な作業によって当該時期の災害史料を網羅的に検出しており、それを公開刊行した。この『日本中世気象災害史年表稿』(高志書房2007年)は3000余の中世災害データを駆使した仕事であり、矢野荘で惣荘一揆が始まった14世紀は冷夏長雨型の長期的な災害・飢饉状況への移行期にあたることを指摘した。そして、荘園で繰り返される損免要求の百姓申状は、佐藤やかつての藤木が主張したごとき剰余生産部分の在地確保を促した闘争などではありえず、領主共倒れの危険がたかい危機の時代にほかならぬと指摘する。

室町期を小氷期を脱して温暖化する「復興期」と捉えてきた先行研究は徹底的に批判された。そのデータ量が圧倒的であるため、批判が躊躇される傾向もあるが、この論文に関する限り、非常に単純な環境決定論で窮乏闘争論への回帰にすぎない。佐藤らが営々と解き明かしてきた闘争に到る成果は、剰余生産物の生産

闘争がありえない幻想だから全て間違っているという短絡的な話で却下されている。

ただ、藤木の指摘する通り、意外なことに矢野荘では膨大な帳簿史料の残存に対して、いわゆる荘園調査(1980年代を画期とする水田遺跡調査)は実施されておらず、福島紀子・榎原雅治・高木徳郎らごく一部の調査成果があるのみである¹⁰⁾。室町期の損免現実については、なるほど福島の仕事を除いて取り組まれていない。『相生市史』の取り組みですでに遣り尽くされたと錯覚されているのだろうか、あるいは膨大な帳簿がかえって取り組みに二の足を踏ませているのだろうか。藤木の指摘は、具体的な検討や、矢野荘でおこっている荘家一揆ほか諸事象を具体的に分析した上でのものではないので、多くは検証する必要のある仮説的な問題提起にとどまるものであろう。十三日講についても特段の言及はない。

だが藤木が別書で主張している中世民衆のサバイバル闘争(生産闘争・生きるための戦い)を参照するなら¹¹⁾、①飢饉奴隷として有力者の徳政(お救い)に組織される、②近隣の都市的な場・物品集散地を襲撃する(悪党蜂起)、③戦争を誘発して戦場の略奪にかける、などとなろう。これらは、現実に室町期の播磨諸国で確認できる現象である。だが、矢野荘では、この時点で現実に「荘家の一揆」が頻発して、十三日講事件が発生しているのだ。衆中が惣儀にもとづき鎮守社に惣荘一揆して、祐尊以下沙汰人・地侍の「お救い」に期待せず、かえって徹底抗戦していく。藤木説の自力救済論の枠組みのなかに捕らえきれない矢野荘の事態(十三日講・荘家一揆)をいったいどのように位置付けるか。剰余生産部分確保の闘争を、生きるための闘争と言い換えて、「百姓の懸命な努力と闘争」で接木するのは見戯・言葉狩りに等しい。藤木説はなんらの解答も出せていない。

5 祐尊・明済はなぜ拒絶されたのか・一揆の破壊者藤内三郎

十三日講事件で追放される藤内三郎とはいかなる人物なのだろう。この点を追求した研究はない。おそらく代官祐尊の手先として、惣結合を分裂させた不甲斐ない名主ないしヤクザ的人物とみられたのであろう。だが藤木のサバイバル論にもあるごとく、もし祐尊らの加地子・名集積が、中間搾取や地主化・領主化の道ではなく、「まろかし」という徳政・勸農行為とするならその人脈についてはいまま少し丁寧な追求が必要だったのではあるまいか。

藤内三郎は真末名の名代といわれており、評定引付でも右近允男と賤称されている。おそらく祐尊・秀恵らの注進状中にもそのように記されていたのであろう。名主百姓身分より一ランク下がる従属身分だったと考えられよう。馬田綾子は右近允は藤内三郎の訴人と考

えて両者を別人としている¹²⁾。そのように考える必要はないだろう。

藤内三郎が祐尊の手先として動いていることは明らかである。彼は貞次名未進に惣として融資するという「惣儀」に背いて村を悪口したために、その場で「衆中を除くべし」と罪科を被った。そこで逆上して寄合の席で抜刀して実円に斬り向き、刀を持たない実円の正当防衛により打ち払われて鎮圧された。以上が百姓申状・連署起請文による証言であり、真相は藪の中である。祐尊・秀恵の注進では、百姓実円が右近允男を講座で打擲刃傷したとだけ報告されている。謎なのは、この藤内三郎自身が訴訟人として京都まで赴き、「打擲せられ疵を被る」と証言して、「既に大刀・刀等を用いざる上は刃傷にあらず」と評定で判断されて「速やかに荘家の徑回を止めらるべし」とあまりにあっさり逆転敗訴で追放刑を受けてしまうことだ。評定引付に写された下知状によれば、「名代たるの間、自分の所定無し。又当座の喧嘩たるの上は本名主に懸けらるべきにあらず。住宅又他領たるの間点ぜらるに及ばず。よって荘家の徑回を留めらるのほかその断無きによりかくの如し」とある。

祐尊の送り込んだ惣結合解体の刺客としてはかなりの役不足の感がある。だが、藤内三郎はその後も荘家に入り込んでいたらしい。永和の惣荘一揆の発生した永和3年(1377)5月評定において、上村番頭右馬五郎甥の隣童が打擲された事件が使者の千宝より報告された。この翌月の評定で打擲したのは藤内二郎であり承伏につき八反余の下地を点定されている。それは祖父の所帯であるとされている。余所者として、祐尊の手引きで矢野荘に名代として席をもち、講座で暴行を繰り返している。本名主は、検注帳の分析により祐尊派の道円らと知れる。佐藤や網野の思いに反して、時期を経るごとに惣の結合は反目が深まっているようだ。このような事態は、剰余の確保かサバイバルかはさておき、「男」を冠する小百姓・従属身分の集団が選択すべき秩序の相克だったと思われるのである。

6 おわりに――一揆をつぶせー

矢野の一揆をつぶせー。指導者実円を排除して、十三日講を解散させろ、という権力者の野望は、民衆の団結の下に挫かれた。十三日講事件の顛末はいたって明瞭である。なぜ百姓は団結できたか？指導者である実円を売り渡す卑怯者は中世の矢野荘にはいなかったのか。

その答えを求めて、先行研究の森に分け入ってみたが、次のような理解の相違と変遷があることはわかった。小百姓の経済的政治的な成長によって平等性を強めた闘う民衆の姿を描ききった先駆者の佐藤和彦。未開の荒々しい共同体や生命力を見出した網野善彦。長雨冷害と水害飢饉の地獄にあえぐ無力な群れの真実に

耳を傾けた藤木久志。

このような魅力的な論争を整理するに当たり、「権力者の手先」藤内三郎(二郎)の生き方に私は強い関心をよせた。彼は何を思い、「一揆」をはずれて祐尊配下の下部となったのか。それは、もしかすると藤木がサバイバルシステムとして指摘していた「生きるための飢饉習俗」だった可能性はないか。藤内が選んだ「もうひとつの地域秩序」を復元して、一揆の秩序と対置させて見たい。すべては今後の課題であるが、とりあえず「権力者の野望を打ち砕いた中世民衆の団結力」として十三日講事件顛末を語ることはたやすいであろう。後掲の史料を教材化して、小学校・中学校・高校の教育現場で活用してもらいたい。そこから先の研究課題については、歴史的事実の評価に関する分野であり、じっくりと大学に入ってから考えてもらうことにしたい。

本稿は10月2日の悪党研究会(東京都調布市)における福島紀子報告「損免その後」にゼミ総出で参加して学習した成果である。十三日講関係文書および藤内三郎関係文書の翻刻と収集はゼミ生たちの成果である。

註)

- (1) 佐藤和彦は和歌山の生んだ民衆史研究の祖・西岡虎之助の教え子であり、「民衆史研究」誌の創刊、早稲田大学荘園絵図展覧会(1960年)に関わった西岡民衆史学の後継者であった(『西岡虎之助・民衆史学の出発』和歌山大学紀州経済史文化史研究所 2011年)。矢野荘・十三日講に関わる発見は、『民衆史研究』4・9・10号に発表された。佐藤の処女論文集『南北朝内乱史論』東京大学出版会、1979年に増補収録された。
- (2) いわゆる敗戦後歴史学における網野善彦の位置については、網野善彦自身が回顧する『歴史としての戦後史学』日本エディタースクール出版部、2000年を参照。
- (3) このような両者の関係は、70年代の人民闘争史研究と80年代以後の社会史研究との関係そのものと思っている。入間田宣夫の逃散作法の研究史上の位置を論じた海津「百姓申状と起請文の間」『内乱史研究』7号、1987年で指摘したことがある。
- (4) 馬田綾子「荘園の寺社と在地勢力」『中世寺院史の研究』上、宝蔵館1988年、伊藤俊一『室町期荘園制の研究』塙書房2010年、福島紀子(笛木)『中世後期の在地社会と荘園制』同成社2011年。
- (5) 『相生市史』2巻(通史編)1986年の馬田綾子執筆部分。
- (6) 櫻井彦『悪党と地域社会の研究』校倉書房、2008年。十三日講の現場探しが行われていたが、佐藤の示唆した大僻神社頭という推測が定着して、近年では櫻井彦が大僻信仰圏という視点から寺田悪党追捕との関係で論じた。十三日講は、大僻信仰圏をめぐる諸階層の思想闘争の場であり、それだけにその争奪戦では熾烈な闘いや陰謀が巡らされたという解釈である。
- (7) 註6 前掲書380頁。櫻井の「貞次名の「勘料の未進」について東寺から「少分之代訪申」された」というのは誤訳と思われるが、「税や年貢の納入状況を把握し、ここでの決定がその納入に大きな影響を与えた」という指摘自体は首尾きれよう。大半の先行研究はこのような理解を示してきた。

- (8) 私と福島は同世代であるが、当時矢野荘を研究する仲間の間では、(矢野荘にかぎらないが)荘民たちの織り成す人間像に注目して、その中世人の個性を問う傾向が強かったように思う。それは、一枚岩の惣結合(平等性・団結力など)を礼賛するよりは、その地域権力としてのシステム暴力・集権性を問題にして、そこからこぼれた人々に特別の注目と共感を寄せる傾向である(たとえば矢野の藤内、日根の万歳右馬、大山の右馬允、そして村からドロップした倭寇集団など)。これにはおそらく網野説旋風の席卷にも通じる時代の感性が関係していると思うがここでは問わない。
- (9) 藤木久志「ある荘園の損免と災害」(蔵持重裕編『中世の紛争と地域社会』岩田書院、2009年)
- (10) 福島は註4 前掲書の7章論文(卒業論文)、榎原雅治『日本中世地域社会の構造』校倉書房2000年、高木徳郎「播磨国矢野荘の荘園景観と政所」(悪党研究会編『悪党の中世』岩田書院、1998年)。
- (11) 藤木久志『飢餓と戦争の戦国を行く』朝日選書2001年
- (12) 馬田註5 前掲書

資料編 矢野莊十三日講關係編年史料集

〈史料1〉 東寺学衆評定引付 応安二年 (1369)

〈史料1-1〉

三月七日 供僧・学衆

弘雅 寛覚 亮忠 親運 賢宝 教深 頼暁 実成
義宝籠居

一 矢野莊百姓輔房実円、於講座号十三日講、打擲刃傷
右近允男之由、給主代祐尊并田所代秀恵注進事、沙
汰人等注進之上者、罪科之段、可有其沙汰、取公名
田、可追放其身之旨、可加下知矣、

^(合点) 一 彼十三日講濫觴事、為百姓等嗷訴張行、執行之
云々、其分太以不可然、可停止之、定同可被下知之、
但於今度者、先可閣之、

^(合点) 一 大僻宮神殿、近年殊及破壊云々、有限神用之外、
神田等可宛修理要脚矣、

以上之内、先檢断之一ヶ条、書下之了、大僻宮事、
猶可有沙汰歟、仍閣之者也、

一 大般若田事、一丁三反、供僧十三人々別一反得分
也、根本ハ毎月行之、良朝律師之時、四季転読之、
而秀恵拝領以後、一向断絶云々、

矢野莊実円、去月十三日打擲刃傷右近允男云々、事
実者、太以不可然、早任先例、令取公所帶名田、於
其身者、可追出莊内之由、可令下知給之旨、衆儀所
候也、恐々謹言、

三月八日 義宝
^(弘雅) 花巖院御房

〈史料1-2〉

三月廿四日 供僧・学衆

弘雅退座 亮忠 親運 禪聖 賢耀 賢宝 教深
実成 頼暁 義宝籠居

一 実円上洛所犯陳謝事

矢野上・下村百姓等并訴人等召上之、被尋窮所犯実
否、可有其沙汰矣、

矢野莊百姓等交名一紙進之候、件輩可被尋仰之子細
候、来月三日以前、必可企參洛、若寄事於左右、令
違越日限者、可被処罪科之由、可令下知給之旨、衆
議所候也、恐々謹言、

三月廿四日 義宝
花巖院御房

追申、去年御年貢未進徵符十四石云々、而于今無沙
汰、太以不可然候、巖密加譴責、可沙汰居之旨、
同可有御下知之由、其沙汰所候也、

別紙

職事紀次郎 上村右馬五郎 田井村九郎 右近允
若狭野森左衛門四郎 雨内五郎大夫

以上六人

〈史料1-3〉

四月十三日 供僧・学衆

^(合点) 行賀 興雅 亮忠^(合点) 快俊^(合点) 朝源 禪聖
教深 実成^(合点) 良宝 頼暁 義宝

実円罪科間事、訴人右近允男企參洛、自余百姓等悉不
參了、彼訴人申詞、被打擲、被疵云々、既不用大刀・刀
等之上者、非刃傷之条、訴論人申詞一同也、然者於打
擲、可被行所当罪科、其法度公家・武家聊異歟、且准
公家法式、続銅罪令相当云々、其員数内々可有其沙汰
矣、

後日連々加問答、五貫文領状之、則進置請文之間、可
賜暇之旨、令落居了、

〈史料1-4〉

^(四月) 同 十八日

弘雅 亮忠 禪聖 教深 実成 義宝

下知状

実円罪科事、致刃傷之由、而御代官并沙汰人等就捧注
進、令追出莊家、可取公名田之旨、雖及下知、有糾明
沙汰之処、非刃傷、致打擲之条、訴論人申言一同也、
注進之趣、既以未尽歟、仍被行相当之科■、而可被許
所帶之名田之旨、落居候了、次至右近允男者、引発鬪
諍之条、非無罪科乎、就中、於会合席、違衆儀成論、
吐惡口之詞、拔刀之由、百姓等起請文申状令出帶之、
事実者、其咎又不輕歟、速可被止莊家之徑廻候、次左
衛門四郎以下輩五人、載交名、雖被下召文、不企參洛、
前々又如此、自由之故障、已以及度々、今度若無巖密
之沙汰者、向後又可為緩怠之基歟、各所帶之名田畠、
可令注進之、以上条々可令下知給之旨、衆儀所候也、
恐々謹言、

四月廿日 義宝

花巖院御房

追申、去年御年貢未進十四石余云々、而于今無沙
汰、太以不可然候、巖密可沙汰之間、同可有御下
知之由、其沙汰候也、

訴人右近允男事、為名代之間、自分所帶無之、又為座
座喧嘩之上者、非可被懸本名主、住宅又為他領之間、
不及被点之、仍被留庄家徑廻之外、依無其断、如此、
所被仰也、

〈史料2〉 応安二年 (1369) 矢野莊西方上村名主・百
姓等申状／連署起請文

^(端裏書) 「百姓等起請注進 至実円無罪科間事 応安二・三・十五」

東寺御領矢野御莊西御方上村名主・百姓等畏申上候、
抑当莊依真末名々代藤内三郎訴訟、^(実円) 輔房追放事ニ御書
下候土天、輔房上洛之条、不便之次第候、就中、上村貞
次名、就勘料之未進、自莊家、小分之代訪申候之処、
彼藤内三郎背惣儀、散々依致惡口候、可除衆中由申候
之処、結句拔刀、彼仁刀も不持仁ニ向候之間、為逃身
難、打払て候事、莊家無隱候之処ニ、成訴人申之条、

歎入候、是程事、可成御沙汰分者、輔房こそ可申子細候、彼藤内三郎打違て依申鈔曲、如此、被仰下候事、不便之次第候、若此条偽申候者、
…………… (紙継目)

敬白

起請文事

右御元者、委細以目安之状、令言上候了、上ハ梵天・帝尺、下ハ賢牢地神、殊にハ当寺大師・八幡、別ハ当莊五社大明神、神罰・冥罰を各八万四千每毛穴、可罷蒙候、仍起請文、如件、

応安二年三月十五日

貞次(花押) 延永(花押) 延真(花押) 助真(花押)
末清(花押) 西善(花押) 増徳(花押) 弥八(花押)
六郎大夫(略押) 四郎大夫(略押) 吉守(略押)
末重(花押) 仏道(略押) 道法(略押)

○連署起請文は手書き「金峯山宝印」の裏に書かれる

〈史料3〉東寺学衆評定引付 永和二年(1376)

^(五月)
同 廿二日

弘雅退座 寛覚他住 成聖他住 親運 禅聖 道憲他住
賢耀免 義宝 賢宝免 実成 教深 頼暁 常全他住
教遍 頼玄 宏寿

矢野莊御下知条々

(ひとつがき五条を略)

(追筆)

「一 如去春上御使申者、百姓等、号十三日講、令会合、於事強□為先云々、造意企□不[]先年及喧嘩之刻、寺家被聞食及、永可停止件会合之旨、御下知之処、尚不承引之[]所行也、就中今度就実円跡事、惣莊百姓等、令与力之条、殊不可然、是併件会合、所令然坎、所詮向後於彼講者、堅可停止者也、若尚任雅意、及強訴者、令注進張本名字、可被取工於名田事」

右条々重所被仰下也、任御下知之旨[]可有沙汰之由、依御衆議、下知如件、

永和二年五月 日 公文円良 奉

例名々主・沙汰人御中

〈史料4〉東寺学衆評定引付 永和三年(1377)

〈史料4-1〉

五月十三日

弘雅退座 寛覚不 成聖 遠行 親運 道憲他住 賢耀
義宝 賢宝 実成 常全他住 頼暁 宏寿他行 教遍
清俊 頼玄 教深

一 就納所千宝矢野下向、条々可被下知事

上村番頭右馬五郎甥隣童被打擲之由、捧申状、沙汰人同注進之間、被経沙汰之処、彼下手人所帶名田等、可注申之旨、可被下知莊家、沙汰人等注進到来之時、且

任故実円時例、早可有其沙汰云々、供僧方年預所成書下也、次千宝在莊供給并上下粮物、給主分与公平、可為半分者也、且此趣、可相触給主正員花嚴院法印云々、又被許納所千宝壹貫文給分之内、五百文先被下行者、為下向羽翼、可罷下由、歎申之間、披露之処、其身非窮困分、何今更引越来秋給分、可賜之由、可歎申哉、且傍輩准例、不可然、為納所、浴拔群寺恩之上者、雖何々度、可罷下、而可免同給分之由、令申之条、不可然之旨、衆議一同了、

〈史料4-2〉

(六月)

同十九日

弘雅他住 寛覚他住 成聖遠行 親運他住 道憲他住 賢耀他住 義宝 賢宝 実成 常全他住 頼暁 宏寿他行 教遍 清俊他行 頼玄 教深

(中略)

一 藤内二郎事

打擲隣童之段、已承伏之上者、所注進八段余下地、可被点置、但父之所帶也、充藤内二郎身、不安堵、只下作人也、争以父所帶、可被点定哉之由、雖有其沙汰、已以父之所帶、避与子息、令下作領知之上者、罪科治定之時、令没収之条、不可違□坎、可押置之旨、可下知之旨、治定了、

〈史料5〉東寺学衆評定引付 嘉慶二年(1388)

五月四日

賢宝 常全他住 性誉免 頼暁 教祐他住 宏寿 教遍 融然他住 隆禅 頼遍 宗仲 俊宗 宗海 救運 堅濟 頼寿 教遍

一 明済申、矢野公文職所務得分令少[]披露之処、又以公文文雜免方[]一石可賜之由衆義也、

一 斗増事、自去年散用、可直一升[]

十月二日

学頭 観智院大僧都(賢宝) 以上兩人

其後久不申承候、背本意候、抑東寺領矢野例名代官、就講座喧嘩事、歎申旨候哉、理運無子細事也、一余早速預御沙汰候者、恐悦候、巨細雖不存知事候、寺家異于他、申通子細候間、乍憚如此令啓候、寺家百姓既被刃傷由、承候間、不便次第候哉、能々可被尋聞候哉、恐々謹言、

十月二日 前和泉守佐久 判

謹上 宇野殿

○この史料翻刻は基本的に『相生市史』2・7・8に拠る